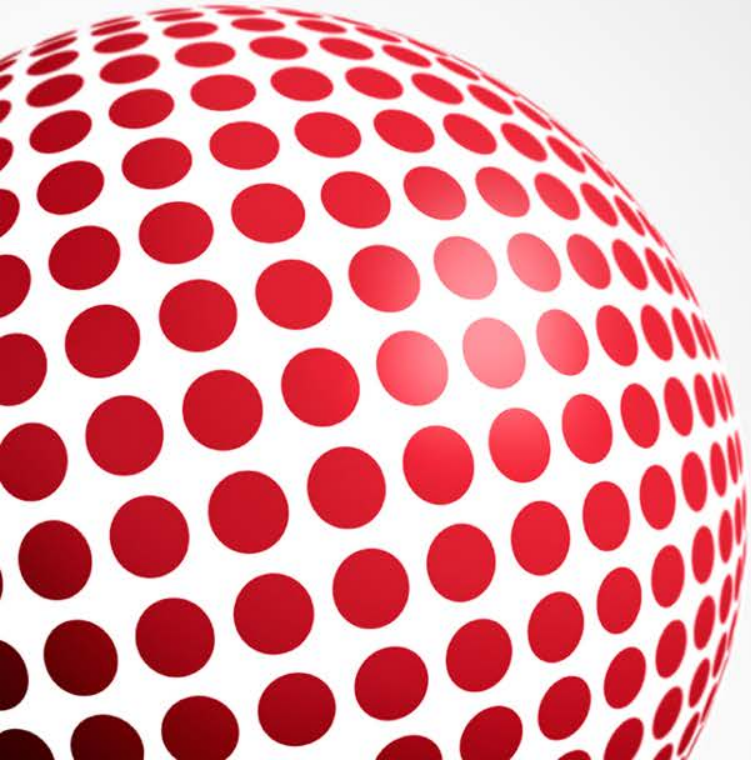


モバイル市場の競争環境に関する研究会
消費者保護ルールの検証に関するWG 合同会合
事業者ヒアリング説明資料



2019年5月30日
株式会社インターネットイニシアティブ

- 
- The background of the slide features several concentric, overlapping circles in a light pink or rose-gold color, creating a subtle, circular pattern that frames the central text.
- ① **ヒアリング項目に対する意見**
 - ② **完全分離と期間拘束に関する要望**

1. 通信料金と端末代金の完全分離関係

ヒアリング項目	弊社意見
<p>① 禁止すべき「利益の提供」について、どう考えるか。</p> <p>(a) 「通信役務の継続利用を条件とする場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか。</p> <p>(b) 「通信役務の継続利用を条件としない場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 許容される「利益の提供」の上限について、どう考えるか。 • 現行ガイドラインにおける例外（在庫処分、廉価端末、周波数移行等）について、どう考えるか。 • 電気通信事業者による利益の提供と代理店による利益の提供との関係について、どう考えるか。 • その他留意すべき点はあるか。 <p>(c) 端末の購入を条件としないが、端末の購入に際して行われる利益の提供について、禁止すべきものはあるか。</p>	<p>(a) • 「利益の提供」の上限については、社会通念上、一定程度のキャンペーンは、許容されるものと考えます。</p> <p>• 現行ガイドラインにおける例外については、認めるべきではないと考えます。</p> <p>(b) • 「利益の提供」の上限については、端末販売として公正競争を阻害しないかを検討すべきと考えます。</p> <p>• 現行ガイドラインにおける例外については、利益の提供を含めた端末代金とその原価を下回る販売を行えるための正当な理由として認められると考えます。</p> <p>(a)(b)共通</p> <ul style="list-style-type: none"> • 電気通信事業者と代理店による利益の提供については、電気通信事業法の規律の下、それぞれが別個に事業を行う事が認められるべきであると考えますが、それぞれが提供する利益においては、合算の上、その適否が判断されるべきと考えます。 <p>(c) 個別に検討すべきと考えます。その際は、(a)と(b)の考え方に原則基づいて検討がなされることが望ましいと考えます。</p>

1. 通信料金と端末代金の完全分離関係②

ヒアリング項目	弊社意見
② 割引、キャッシュバック、ポイントの付与など、禁止すべき「利益の提供」の形式について、どう考えるか。	割引、キャッシュバック、ポイントの付与などいずれも「利益の提供」として取り扱うべきと考えます。
③ 禁止行為の対象とする「移動端末設備」の範囲について、どう考えるか。	現行ガイドラインの定めるスマートフォンに加えて、タブレットを含めるべきと考えます。
④ その他留意すべき事項はあるか。	法人向けに提供される通信役務や端末販売、およびIoT機器等の特定利用用途向けに提供される通信役務や端末販売については、適用対象としないことが望ましいと考えます。

2. 行き過ぎた囲い込みの禁止

ヒアリング項目	弊社意見
① 期間拘束の期間の上限について、どう考えるか。	上限を定める場合は、2年を超えないことが望ましいと考えます。
② 違約金の水準の上限について、どう考えるか。	消費者契約法第9条第1項の定める「平均的損害を超えるものは認めない」という基準が適当であると考えます。
③ 期間拘束の有無による料金差の上限について、どう考えるか。	仮に期間拘束無しの契約が高額に設定され、期間拘束有りの契約との料金差が大きいものとなった場合、利用者の選択機会を妨げるため、料金差が事業モデル等を踏まえ合理的であることが必要であると考えます。
④ 期間拘束の自動更新について、どう考えるか。	緊急提言で示された考え方を支持いたします。
⑤ その他留意すべき事項はあるか。 <ul style="list-style-type: none"> • 最低利用期間を有する通信契約の扱いについて、どう考えるか。 • 「期間拘束を伴う通信契約」ではない拘束性のある提供条件（長期利用割引など）の扱いについて、どう考えるか。 • その他留意すべき事項はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 拘束期間の上限を超える最低利用期間を設けることについては、一律に禁止されるべきと考えます。 • 長期利用者を優遇すること自体は、利用者の広範な理解を得られるものであり、規制されるべきではないと考えます。

3. 既往契約の扱い

ヒアリング項目	弊社意見
① 既往契約に関し、施行日以降の更新・条件変更について、どう考えるか。	<p>利用者の混乱を招きかねないことを考えると、既に締結されている契約については、施行日以降の同条件での更新は認められることが望ましいと考えます。</p> <p>また、利用者による条件変更等、契約の変更を伴う場合は、利用者の混乱を招きかねないもの、また軽微な変更を除き、新法に基づく契約が適用されるべきと考えます。</p>
② 新法に適合する契約への移行を促すための措置について、どう考えるか。	<p>利用者自らが選択できることが重要であり、一律に新法に適合する契約への移行が行われることについては反対。</p> <p>事業者が、新しいプランについて既存の利用者に対し十分に説明することが望ましいと考えます。</p>
③ その他留意すべき事項はあるか。 <ul style="list-style-type: none"> • 既往契約を締結している者が更新時期を待たずに新規契約に移行する場合の扱いについて、どう考えるか。 • 3Gサービスについて、どう考えるか。 • その他留意すべき事項はあるか。 	<p>特に留意すべき事項はありません。</p>

4. その他

ヒアリング項目	弊社意見
① 施行に向けた準備について、留意すべき事項はあるか。 <ul style="list-style-type: none"> • 駆け込みへの対応について、どう考えるべきか。 • システム対応について、問題はないか。 • その他留意すべき事項はあるか。 	特に留意すべき事項はありません。
② 通信モジュール、固定BBと同様の形態で用いられる端末、法人契約等について、どう考えるべきか。	現時点では、通信モジュール、固定BBと同様の形態で用いられる端末、法人契約については対象とする必要はないと考えます。
③ 端末メーカーから安価で仕入れて端末価格を安く設定し、後にメーカーに対してキャッシュバックを行うという手法も想定されるが、どう考えるか。	いかなる取引であれ、その費用を著しく下回る対価で継続的な供給が行われ、それにより他の事業者の事業活動が困難になった場合、不当廉売に当たる可能性があるのではないかと考えます。
④ 他社利用者の乗換えに際して発生する違約金を自社で負担するような施策を実施しているか。	実施しておりません。

- 
- The background of the slide features several concentric circles in a light pink or rose-gold color, creating a subtle, decorative pattern.
- ① ヒアリング項目に対する意見
 - ② **完全分離と期間拘束に関する要望**

■ ①-(a) 「通信役務の継続利用を条件とする場合」に禁止される「利益の提供」について

- 過去の研究会等におけるキャッシュバック等の利益の提供に係る指摘がなされたのは、最新のスマートフォンが実質0円以下で買えるような端末購入補助、また家族全員でMNPで乗り換えた際に数十万円にも及ぶような**高額**のキャッシュバックであると認識しています。
- このような「過度の」利益提供と、MVNOが行なっている最大1万円程度のプロモーションを同列で規制することは、MVNOにとり過度の規制となる懸念があります。
- 過度の規制は、MVNOによるプロモーションを制限して顧客流動性の低下を生じ、既に多くの契約者を有するMNOに有利に働く恐れがあります。
- 「**通信役務の継続利用を条件とする場合**」であっても、社会通念上、**一定程度のキャンペーンは許容されるもの**と考えます。その際の「利益の提供」の上限としては、景品表示法の総付景品の基準を参考に、通信役務の継続期間に予定される総売上（手数料等、通信料金、端末代金の合計）の20%とすることなどが考えられます。

■ 期間拘束の期間の上限について

- 弊社を含む多くのMVNOは、自動更新付き期間拘束契約を提供しておらず、利用者に分かりやすく契約しやすい料金プランの提供に努めてきました。
- しかし、音声通話機能付きの役務では、**MNP転入、転出を繰り返すホッピング行為**を防ぐ目的で、弊社を含む多くのMVNOは6～12ヶ月程度の最低利用期間（自動更新なし）及び違約金の設定をしている現状があります。
- このようなホッピング行為は、他事業者による**過度な利益の提供**が原因であり、このような根元的な問題が解消されれば、多くのMVNOが自ら最低利用期間を撤廃するものと考えています。
- しかし、根元的な問題が解消されずに期間拘束に過度の規制を盛り込むと、MVNOの事業に深刻な影響を与えかねないため、**消費者保護、競争環境整備を含め総合的な議論**が行われるよう要望します。